

ごみ減量化推進事業 公募型プロポーザル 質問回答書

令和8年4月30日回答

No.	項目	質問事項	回答
1	仕様書 6 (5)	<p>本事業において、地域団体等に対して一部業務を再委託し、当該団体が資源回収ステーションの日常運営を担う体制を想定しています。</p> <p>仕様書 6(5)では再委託が可能とされていますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託可能な業務範囲 ・再委託先に求められる要件(法人格の有無等) <p>について、想定されている考え方があればご教示ください。</p>	<p>仕様書6(5)の「事業を効率的に実施できる場合」に該当するものと思われるので、一部作業的な部分を想定しており、企画運営及びとりまとめなど、事業の根幹にかかわる部分を除き再委託可能と考えます。</p> <p>受託者が持つ専門的知見が活かされるよう、具体的内容を協議により再委託可能とするものです。</p> <p>再委託先については、個人、法人、法人格の有無を問いませんが、十分な能力があるもので、団体であれば実体があるものを想定しています。</p>
2	仕様書 3 (1)	<p>「事業終了後も地域住民が主体となって拠点を運営していくための手法」を求められています。市として想定されている「主体的に運営している状態」とは、具体的にどのレベルまでを想定されていますでしょうか。</p> <p>想定されている考えがあればご教示ください。</p>	<p>「主体的に運営している状態」とは、本事業が目指す自走できる状態です。</p> <p>拠点の機能である資源回収ステーションの回収ボックス等、地域交流拠点としてのおゆずりコーナーやコミュニティスペース等の管理運営のほか、地域独自の取り組みやイベントを生活環境課や受託事業者の援助がなくても実施、運営できる状態で、目標としては、財源を含めて地域で完結できる状態を目指すものです。</p>